

<新型コロナ関連経済対策> 飲食店緊急感染予防対策事業交付金 申請受付要項

1. 目的

新型コロナウイルス感染症を予防するために、飲食店における感染予防対策の徹底を図り、感染拡大予防ガイドライン等に沿った新しい生活様式での事業継続を支援するため、感染予防対策に取り組む事業者及び感染予防対策の推進等に取り組む飲食店組合等に対し、飲食店緊急感染予防対策事業交付金を支給する。

2. 支給額 1事業者につき5万円（市内に複数店舗を経営する場合でも5万円）

※一定の条件を満たす場合には、1事業者につき5万円を加算する。

3. 申請受付期間 令和2年9月14日（月曜日）～10月31日（土曜日）消印有効

4. 支給対象者

◆業種 飲食業

◆要件 市内に店舗を有し、関係団体等が定めるガイドラインに沿った感染予防対策を講じた上で事業を継続し、県が取り組む「新型コロナ対策推進宣言」を表明すること

◆加算条件 県が定めるPCR検査重点実施地域※で営業する店舗であり、飲食店組合等が実施する感染予防対策（対策状況実地検査/指導等）に従い十分な対策を講じること

※重点実施地域：天神1~4丁目、常田1,2丁目、二の丸、大手1,2丁目、中央1~6丁目、中央西1丁目

5. 申請手続き等について

【a.申請書類】

書類名	具体的記載・添付内容等（④、⑤は「写し」で可）	様式有無
①交付申請書	申請者の基本情報、感染予防対策状況、振込口座情報	様式1
②誓約書	誓約内容への同意署名・押印	様式2
③添付書類チェックリスト	各種添付資料の添付状況チェック	様式3
④事業者確認書類	法人概況説明書、確定申告書、本人確認書類等	—
⑤その他	振込口座通帳、営業許可証、県コロナ対策推進宣言掲示写真	—
※加算希望者	重点地域感染防止対策確認書	調査員から付与

【b.申請書類の入手方法】

上田市ホームページからダウンロード >>> [検索 飲食店緊急感染予防対策事業交付金](#)

※ダウンロードできない場合には、上田市役所総合案内または各地域自治センターにおいて配布しますので、お手数ですが各配布箇所にお立ち寄りください。

【c.申請書類の提出方法】

◆コロナ感染対策のため、原則郵送により『飲食店緊急感染予防対策事業交付金事務局』あてに提出してください。

<送付先>

〒386-0012 上田市中心4-9-1

『飲食店緊急感染予防対策事業交付金事務局』 行き

6. その他

◆提出書類に不備等がなければ、申請から約2週間で指定口座に交付金を入金します。また、併せて住所地宛、支給決定通知書（不支給決定の場合は不支給決定通知書）を送付します。

7. お問い合わせ先

上田市商工観光部商工課 Tel 0268-23-5395 （平日8:30 - 17:15）